判決年月日	平成27年1月22日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成25年(行ケ)10285号	部	

○名称を「イバンドロネート多形A」とする発明について、先願発明と同一であるとして拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決を、先願発明の認定を誤った結果、相違点を看過した誤りがあり、さらに相違点についての判断を誤るものであるとして取り消した事例。

(関連条文) 特許法29条の2

本件は、原告が、特許庁に対し、名称を「イバンドロネート多形A」とする発明(本願発明)について特許出願をしたところ、拒絶査定を受け、これに対して不服の審判を請求したが、不成立審決を受けたことから、その取消しを求めた事案である。

本件審決の理由は、本願発明と先願発明との相違点は実質的な相違点ではないから、本願発明は先願発明と同一であり、しかも、本願発明の発明者が先願発明の発明者と同一の者ではなく、また、出願時においてその出願人と先願発明の出願人とが同一の者でもないので、本願発明は特許法29条の2の規定により特許を受けることができない、というものである。

本判決は、大要、以下のとおり判断して、審決には先願発明の認定を誤った結果、相違 点を看過した誤りがあり、さらに相違点についての判断を誤るものであるとして、これを 取り消した。

(1) 先願明細書には、イバンドロネートナトリウムの21種類の固体結晶形フォームの全てについて熱重量分析 (TGA) による重量損失が示されているものの、溶媒和物の形態に関しては、11種類についてしか記載されておらず、フォームTについては、これが溶媒和物なのか、また溶媒和物であるとするとその形態は何かについての記載が全くないから、先願明細書に接した当業者は、フォームTが溶媒和物であるか否かは判然としないと理解するものというべきである。また、先願発明において、フォームTのTGAによる重量損失に関わった水が、付着水か結晶水のいずれであるかは、非等温的TG曲線の解析やDSC測定の解析をするなどして、重量減少と温度の関係を観察しなくては推定することができないから、フォームTの調製方法や熱重量分析の結果を検討しただけでは、フォームTが一水和物であると認めることはできない。したがって、本件審決が、先願発明であるフォームTを一水和物と認定したことには誤りがあるというほかない。

そうすると、本件審決は、先願発明を一水和物であると誤って認定した結果、次の相違点(以下「相違点B'」という。)を看過した誤りがある。

相違点B':本願発明は3-(N-メチル-N-ペンチル) アミノー1-ヒドロキシ プロパンー1, 1-ジホスホン酸ーナトリウム塩の一水和物であるのに対して、先願発

明においては水分子の存在形態が不明である点。

そして,この相違点B'により,本願発明は先願発明と同一であるとはいえないことから,本件審決による先願発明の認定の誤り,一致点の認定の誤り及び相違点の看過は,審決の結論に影響を及ぼすものである。

(2) 先願発明のX線粉末回折パターンには $10.2\pm0.2^\circ$ 及び $11.5\pm0.2^\circ$ の 2θ に特定ピークが含まれるとは認められず,本願発明と先願発明との間の相違点(特性ピークを示す角度 $2\theta\pm0.2^\circ$ として,本願発明では,「 10.2° 」及び「 11.5° 」も特定されているのに対し,先願発明では,「 10.2° 」及び「 11.5° 」が特定されていない点。)は,実質的な相違点というべきである。そうすると,本件審決は相違点についての判断を誤るものであり,この誤りは審決の結論に影響を及ぼすものである。